

●記入上の注意●

【1. 誓約事項】の欄は、よく読んでチェックを入れてください。

【4. 対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- 現在在学している高等学校等専攻科の在学期間等について、記入してください。
- 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科をいいます。

【5. 生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- 生計維持者とは、
 - A. 生徒に父母がいる場合
当該父母とします。収入の有無等にかかわらず、両親がいる場合は両親2名。ひとり親等の場合は、父または母のみ。
 - B. 生徒に父母がいない場合または生徒が以下の(1)～(4)に掲げるものである場合。当該生徒または父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者または同号の規定により入所措置がとられて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者または同号の規定により入所措置がとられて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ①「生計維持者（原則父母）2名」に該当するときは、父母両方の課税証明書等を提出してください。
- ②「生計維持者1名」に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、該当する□に☑をし、課税証明書等を提出してください。
- ①「生計維持者（原則父母）2名」以外の場合は、理由欄の該当する項目を選び、□に☑をしてください。「就学に要する経費を生計維持者に求めることが困難なため」「その他」に該当する場合は、その理由を記入してください。

【6. 扶養親族について】の欄は、次によって記入してください。

- 世帯の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の住民票及び課税状況が確認できる書類を添付してください。また、扶養関係を確認するため、健康保険証について記入してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

※主たる生計維持者の実態が、健康保険上の扶養関係と一致していない場合はお問い合わせください。

※「生計維持者全員の道府県民税・市町村民税の所得割額の合計が105,500円以上264,500円未満で扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当する場合は、当該生計維持者に係る扶養親族申告書（様式9）を課税証明書等とともに提出してください。

ウラ面もあります

●留意事項●

- 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2 校以上の高等学校等に在学している場合は、いずれか 1 校を選んで申請をしてください。
- 次に該当する場合には、奨学給付金の対象外となります。
 - ・ 令和 8 年 1 月 1 日時点で生計維持者が海外赴任等により日本国内に住所を有しない場合
 - ・ 生徒に高等学校等専攻科修学支援金の受給資格がない場合
 - ・ 生徒が認定基準日現在休学中である場合
 - ・ 新入生で在留資格が留学の場合
- 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 提出していただいた申請書類は返還しませんので、ご了承ください。

高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について（様式 1-4 別紙 3）

- ・ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校等」は、「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年または専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）をいいます。
- ・ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、ただちに就労をするものに限られません。
- ・ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請をすでに行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 20 条第 6 項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者または永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。